型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－2067	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　ＹＤＭ－３ＴＮＶ86ＣＴ	吸入負圧：3.0kPa、排気圧力：13.0kPa、吸入負圧：2.6kPa　排気圧力：10.9kPa、吸入負圧：2.3kPa　排気圧力：8.6kPa、吸入負圧：2.0kPa　排気圧力：7.8kPa	ヤンマー株式会社　大阪府大阪市北区茶屋町１番32号
㊎ＧＳ－2068	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　ＹＤＭ－３ＴＮＶ88Ｃ	吸入負圧：3.3kPa　排気圧力：14.8kPa、吸入負圧：2.9kPa　排気圧力：12.4kPa、吸入負圧：2.7kPa　排気圧力：10.4kPa、吸入負圧：2.5kPa　排気圧力：9.6kPa、吸入負圧：2.4kPa　排気圧力：8.6kPa	〃
㊎ＧＳ－2069	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　ＹＤＭ－４ＴＮＶ86ＣＴ	吸入負圧：1.9kPa　排気圧力：8.4kPa	〃
㊎ＧＳ－2070	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　ＹＤＮ－４ＴＮＶ86ＣＴ	吸入負圧：3.0kPa　排気圧力：13.1kPa、吸入負圧：2.6kPa　排気圧力：11.0kPa、吸入負圧：2.3kPa　排気圧力：9.7kPa	〃
㊎ＧＳ－2071	一酸化炭素等発散防止装置　小松　ＹＤＭ－４Ｄ88Ｅ	吸入負圧：2.9kPa　排気圧力：12.7kPa、吸入負圧：2.7kPa　排気圧力：11.3kPa	〃

○国土交通省告示第六百二十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年三月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－39Ｒ－000079	速度計　Ｈｏｎｄａ　ＴＡＡ－39－１	Ｈｏｎｄａ　ＲＰ１、Ｈｏｎｄａ　ＲＰ２、Ｈｏｎｄａ　ＲＰ３、Ｈｏｎｄａ　ＲＰ４	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号
Ｅ43－28Ｒ－000059	警音器　Ｈｏｎｄａ　ＴＡＡ－28－１	〃	〃
Ｅ43－17ＲＡ－080006	座席及び頭部後傾抑止装置　Ｈｏｎｄａ　ＴＡＡ－17－１	〃	〃
Ｅ43－13－ＨＲＥＳＣ－000027	乗用車の制動装置　Ｈｏｎｄａ　ＴＡＡ－13－１	Ｈｏｎｄａ　ＲＰ１	〃
Ｅ43－13－ＨＲＥＳＣ－000028	乗用車の制動装置　Ｈｏｎｄａ　ＴＡＡ－13－２	Ｈｏｎｄａ　ＲＰ１、Ｈｏｎｄａ　ＲＰ２、Ｈｏｎｄａ　ＲＰ３、Ｈｏｎｄａ　ＲＰ４	〃

○環境省告示第七十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年四月三十日

環境大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

一　名称
東よか干潟鳥獣保護区

二　区域
佐賀県佐賀市の一部（区域図省略）

三　存続期間
平成二十七年五月一日から平成四十六年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、佐賀市の南部に面した有明海の東与賀海岸及びその沖合に位置し、有明海北部に流入する六角川、嘉瀬川、本庄江川等の河口及びその周辺の海岸に発達する単一干潟で国内でも有数の規模の大きい有明海の干潟の一部である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類が秋から春にかけて約九〇〇〇羽渡来して休息及び採餌し、東アジアにおける重要な中継地及び越冬地の一つとなっている。

さらに、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠＢ類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のツクシガモ及びズグロカモメ等の希少な鳥類にとっても重要な生息地となっている。特にズグロカモメは東アジア地域個体群全体の一パーセントを超える八七〇羽程度が毎年渡来し、国際的にも同個体群にとって重要な区域である。

このように、当該区域は、シギ・チドリ類を中心とした多くの渡り鳥の中継地及び越冬地として重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類等の渡り鳥の保護を図るとともに、中継地及び越冬地として安定的に休息及び採餌が行われる良好な生息環境が維持されるよう適切な管理に努める。

ロ　当該区域の管理については、当該区域の国際的重要性に関する認識を向上させるとともに、持続可能な利用（地域住民やその他一般市民を対象とする参加型保全活動や環境教育の実施、有明海の干潟から得られる恵みを活用した漁業及び農業の振興と当該鳥獣保護区との共存、それらによって形成された食を始めとする文化の活用を含む。）を促進するため、地方公共団体、地元住民、農業者、漁業者等により構成される協議会を設置して、これと連携して行う。

ハ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、案内板及び制札の維持管理、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視及び普及啓発を行う。

ニ　国指定鳥獣保護区管理員等によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ホ　当該区域内の干潟には、環境省が作成したレッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されている塩生植物であるシチメンソウの群落が生育しており、渡り鳥の休息等の場となっていることから、干潟と一体的な適切な管理に努める。

○環境省告示第七十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、東よか干潟鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年四月三十日

環境大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

一　名称
東よか干潟特別保護地区

二　区域
佐賀県佐賀市の一部（区域図省略）

三　存続期間
平成二十七年五月一日から平成四十六年十月三十一日まで